



国際ロータリー第2790地区 グローバル補助金奨学生 募集要項

2016-17年度 派遣奨学生用

国際ロータリー第2790地区では、2016-17年度に派遣するグローバル補助金奨学生募集要項を、次の通り定めています。

■ 目的

国際ロータリー(R I)第2790地区は、ロータリー財団が定めた6つの重点分野のいずれかに合ったキャリアを目指し、大学院レベルの研究目標もそれに沿ったものであり、海外の大学院で勉学する意欲ある留学生を支援するため、以下の要項を定めます。

■ 条件

- ① 申請者は、申請書を提出する際に、入学許可を証明する書類を提出しなければなりません。
- ② 応募者の居住地、職場、大学、本籍のいずれかが千葉県内に無ければなりません。
- ③ 重点分野のいずれかに関わるキャリア目標を目指し、測定可能で持続可能な変化を助長する方であればなりません。大学院での研究は、このキャリア目標に沿ったものでなければなりません。
- ④ 奨学生は、奨学期間中、12ヵ月ごとに中間報告書を提出しなければなりません。奨学期間が終了後2ヵ月以内最終報告書を提出しなければなりません。
- ⑤ 奨学金から75ドル以上の支出をする場合には、領収書を受け取り、報告書に添付しなければなりません。
- ⑥ 奨学期間中、実施国側提唱者(留学先の地区またはロータリークラブ)の求めによって、卓話(クラブの例会において30分程度のスピーチをする)をしたり、各種の行事に招かれた場合には、それに参加していただきます。
- ⑦ 奨学金機関が終了後には、推薦したクラブや地区から求めがあった場合、卓話や各種の行事に参加していただきます。学友会の活動にも参加していただきます。

■ 奨学金の内容

グローバル補助金奨学生には、第2790地区のロータリー財団地区財団活動資金から2万米ドルと、国際財団活動資金から同額の上乗せがあり、合計4万ドルが授与されます。この奨学金は、返済の必要はありません。

■ 申請の締切日

グローバル補助金奨学生の応募は、随時受け付けています。ただし、2017年3月時点で応募者が応募人員を超えたときは選抜となります。その為、その年度の応募は締め切りとなります。

留学してからの受け付けはされません。

申請から決定まで、通常半年間程かかります。十分な余裕をもって申請してください。

■ 推薦クラブ

応募者の居住地、職場、大学等の所在地に所在するロータリークラブから推薦を得てください。ロータリークラブの連絡先等は、地区ロータリー財団委員会にお問い合わせください。

■ 就学期間と学業レベル

大学院レベルで、1～4学業年度です。

■ 申請から留学終了までの手続

- ① ロータリークラブ宛に申請書を提出します。
- ② ロータリークラブで、面接等の試験を受け、合格すると、地区ロータリー財団委員会に書類が送付されます。
- ③ 3月末まで(入学許可書入手)の応募者が募集人員を超えた時は、地区ロータリー財団委員会にて面接を実施し選抜します。
- ④ クラブか地区が、実施国側提唱者(留学先の地区又はクラブ)をお願いします。
- ⑤ オンラインで、ロータリー財団に申請書を提出します。(地区ロータリー財団委員会で指導します。)
- ⑥ ロータリー財団(WF)から質問事項があった場合(ほぼ100%あります)には、これにメールで答えます。
- ⑦ ロータリー財団(WF)の承認が得られると奨学生に決定します。決定後2週間程で、地区に奨学金が入金されます。
- ⑧ 地区ロータリー財団委員会で、3回のオリエンテーションを実施します。
- ⑨ オリエンテーション終了後、資金を指定の口座に振込みします。
- ⑩ 留学中、12ヵ月ごとに中間報告書をオンラインでロータリー財団に提出します。留学期間終了後は、2ヵ月以内に最終報告書を提出します。

■ 応募の際に提出する書類

- ① グローバル補助金奨学生の参加申請書
- ② グローバル補助金奨学生の受験票
- ③ 入学を証明するもの(申請書提出段階で、大学から入学許可を得ていなければなりません)。

■ **グローバル補助金奨学生の参加申請書に記載されている次の各項目を承諾していただきます。**

1. 私は、「地区補助金およびグローバル補助金の授与と受諾の条件」(授与と受諾の条件)を受け取りました。また、奨学金ならびにロータリー財団から授与された資金の適切な使用に関する全指針を順守します。
2. 私は、次の者ではないことを証します。1)ロータリアン、2)クラブ、地区、他のロータリー関連組織、または国際ロータリーの職員、3)前記2項の配偶者、直系親族(血縁による子または孫、入籍または未入籍の養子)、直系親族の配偶者、直系尊属(血縁による両親または祖父母)。
3. 私の奨学金は、承認された教育機関に入学するために授与されたものであり、ロータリー財団により承認された通り、奨学金支給期間中のみに発生した費用を賄うためのものです。他のいかなる人の費用も、直接あるいは間接を問わず、私の受ける奨学金により賄われることはありません。
4. 自国と受入国の税法によっては、支給される奨学金の一部または全額に課税される場合があります。私はすべて私だけの責任において奨学金に対する課税と母国における課税について調査し、また支払うことを確約します。
5. 私は、受入地区内のロータリークラブや地区の活動に参加できるよう、承認された受入地区内の教育機関の近隣に住みます。
6. 奨学金支給期間が既に始まった後に入学を延期することは考慮の対象とならず、また承認されません。
7. 本奨学金は、承認された奨学金支給期間内の連続した期間に支給されます。また、この奨学金は、ロータリー財団により承認された修士レベル(またはこれと同等の)プログラムのみに支給されるもので、いかなる状況であれ、承認された期間を超えて奨学金の支給が継続されることはありません。
8. 私は、教育機関までの往復旅行を手配する責任を持ち、授与と受諾の条件に記載されているすべての旅行方針に従います。
9. 私は、留学期間前後と留学期間中、派遣国と受入国の提唱者、ならびにロータリー財団のグローバル補助金コーディネーターに、現住所、電話番号、Eメールアドレスを常時知らせておきます。
10. 私は、派遣ロータリークラブや地区から提供され、出席が義務付けられている出発前のオリエンテーションに出席します。また奨学金支給期間中に、提唱者から要請された場合、クラブや地区の活動にも参加します。
11. 私は、奨学金支給期間中、12ヵ月毎に、中間報告書を提出します。また、奨学金支給期間が終了する1ヵ月前に、最終報告書を提出します。私は、報告書をロータリー財団、ならびに派遣ロータリークラブか地区に送ります。
12. 私は、他の人の気分を害さないよう、論争的となる問題や政治的、人種的、宗教的な問題について個人的意見を述べるにあたっては良識を働かせます。さらに私は、受入国の地元の法律に従い行動します。
13. 国際ロータリー(RI)、ロータリー財団、承認された教育機関、いかなるロータリー地区、クラブ、ロータリアンには、奨学金支給期間の終了後も、私が継続して留学を続けられるよう便宜を図る責任は一切ありません。奨学金支給期間の終了後も留学を続ける場合、それにかかるすべての費用は自己負担となります。
14. 奨学金支給期間中は、危険な活動への参加を慎むことに同意します。さらに、次のことを了解し、これに同意することをここに確認します。
 - 私は、留学中、あるいは留学国への往復旅行中の自分の行動と所有物に対し、単独で責任を負います。
 - 私は、奨学金支給期間中に、多少の危険を伴う活動に関与する可能性があることを認識しています。こうした活動には、病気、けが、不十分かつ危険なインフラ、安全性の低い交通手段、危険を伴う労働条件、激しい肉体労働、厳しい天候、政治的不安、文化的な誤解、地元の法律への違反から生じる問題、肉体的な危害、犯罪、詐欺行為などがあります。私は、こうしたリスクがあることを理解し、奨学金に伴うすべてのリスクを受け入れます。
 - 私は、奨学金を支給する以外の何らかの経済的あるいはその他の賠償責任、負担および義務を、RIとロータリー財団に負わせることはありません。
 - 留学中、あるいは留学国への往復旅行中、または奨学金に関連するいかなる時点においても、私が負った、または患った病気、けが、その他の損失(情緒障害を含む)とそれに伴って生じる全費用は、私自身が一切の責任を負うものとします。
15. 通常の医療措置、外科的処置、歯科治療、感染症との接触を含む(ただしこれらに限られない)いかなる種類の医療行為や医療活動に私がかかわった場合、そのような活動に参加したことから生じた損害に対し、私が単独で全責任(適切な保険に加入することを含む)を負うことをここに確認します。
16. 私は、奨学金を支給する以外の何らかの経済的あるいはその他の賠償責任、負担および義務を、RIとロータリー財団に負わせることはありません。また、奨学金によって賄われないすべての費用を自己負担することを了解しています。私は、自分の行為、行状、怠慢、不注意、不当行為、不法行為、本奨学金に適用される規定および条件の違背に基づき、RI/ロータリー財団に申し立てをしたり、あるいはRI/ロータリー財団に弁済させたりするような請求(肉体的損傷あるいは物的損害に対する請求を含むが、これらに限られない)、要求、行為、損傷、損失、出費、負債、罰金、出費(妥当な弁護士の費用およびその他の訴訟費用を含む)、裁定から、RI/ロータリー財団を守り、補償し、損害を及ぼさないことに同意します。上述には、RI/ロータリー財団または第三者団体の人員の負傷もしくは所有物への損傷が含まれ(ただしこれに限られるものではない)、これはいかなる保険契約が存在しようともかわりなく適用されます。
17. 私は、留学期間中、以下の最低限度額の保険金を補償する旅行医療・傷害保険に加入します。
 - 250,000米ドル(またはその相当額)：治療と入院(事故、病気、入院、その他の関連サービスを含む基

本的な主要医療費)

- 50,000米ドル（またはその相当額）：緊急医療移送
- 10,000米ドル（またはその相当額）：事故死および四肢切断
- 20,000米ドル（またはその相当額）：遺体送還費

私は、この保険が、留学期間中の渡航および滞在する国において有効であり、出発日から正式な帰国日まで効力を有するものでなければならぬことを了解しています。

要請があれば、私は、派遣側と受入側の提唱者、ならびにロータリー財団に、義務付けられた保険限度額の証明となる保険加入証明書を提供します。

私は、R I /ロータリー財団が、上記保険を義務付けることによって、これらの限度額や補償範囲が私の保護に必ずしも十分であるという見解を示しているのではないことを了解しています。私は、保険専門家と相談し、私が訪問する地域で十分とされる保険補償額を判断すべきであることを了解しています。

私は、R I /ロータリー財団が、奨学生にいかなる種類の保険も提供しないことを了解しています。

18. 重篤な病気あるいは負傷により、私が本同意書の条件を全うできず、自国に帰還しなければならない場合、ロータリー財団は自国への移送費用を支払います。R I /ロータリー財団は、現在も将来においても、いかなる医療費あるいは治療費も負担することはありません。
19. 旅行の手配、語学研修、保険、宿泊先、旅券、ビザ、予防接種、資金の用意に関する全事項は、私の個人的責任であって、いかなるロータリアン、ロータリークラブ、地区、R I、あるいはロータリー財団の責任ではないことに同意します。
20. 私は、旅行中の安全に関してロータリー財団が下した決定にすべて従います。従って、奨学金支給期間中のいかなる時点においても、留学国で私の安全が脅かされている、またはその危険性があるとロータリー財団がその裁量において判断した場合、ロータリー財団は、私に直ちに帰国するよう要請することができます。さらにこのような事態となった場合、私は、その結果に伴う奨学金の変更に関するロータリー財団の決定に従うことに同意します。
21. 次のような結果を招く私の行動は、奨学金取り消しの十分な理由と当然にみなされます。(a) 出発前の準備を期日通りに行っていない場合、(b) 私の最新の住所、電話番号、Eメールアドレスを常に派遣クラブ、地区およびロータリー財団のグローバル補助金コーディネーターに知らせておくことを怠った場合、(c) 奨学金支給期間を通じて、大学で標準的とされる学業成績を維持できなかった場合、(d) 違法行為が明らかになった場合、(e) 期日通りに報告書を提出しなかった場合、(f) ロータリー財団からの承諾書なしに科目あるいは課程を変更した場合、(g) 奨学金支給期間の終了前に、当該教育機関から退学したり、研究コースあるいはプログラムから離脱した場合、(h) 奨学金支給期間中を通じて、承認された受入地区にとどまらなかった場合、(i) 留学国で使用される言語の語学能力が不足している場合、(j) 本同意書に記載されている授与と受諾の条件、あるいはロータリー財団のその他の方針に適切に従わなかった場合、(k) 奨学金に関する義務が遂行できなくなるような不慮の事態が私に起こった場合。また、私が上記の事項のいずれかに該当した場合、私の派遣地区または受入地区は、奨学金を取り消すよう要請することができます。
22. 奨学金を途中で辞退したり、あるいはロータリー財団から奨学金を打ち切られた場合、私は、それ以後の財団奨学金に対するすべての権利を失い、未使用分の奨学金を返還するものとします。
23. 私は、未使用の奨学金をロータリー財団に迅速に返還します。
24. 要請があれば、ロータリー財団が私の氏名や連絡先を他の奨学生やロータリー地区に提供することを許可します。特に書面で明記していない場合、私は、報告書に添えて写真を提出することにより、ロータリーの綱領を助長することを目的として、R Iとロータリー財団の出版物、広告、ウェブサイトなど（ただしこれに限られない）にこれを掲載する権利をR Iとロータリー財団にここに与えます。また私は、私が最終報告書に添えて提出した写真を、ロータリーの綱領を助長することを目的として、R Iとロータリー財団がロータリーの関係組織に提供することを許可します。

本同意書に起因あるいは関連するすべての事柄は、イリノイ州法により管轄されるものとします。これには、イリノイ州法の解釈、構造、履行、執行を含みますが、これに限られるものではありません。本同意書に起因あるいは関連して、ある関係者がほかの関係者に対し起こすいかなる訴訟も、イリノイ州のクック郡巡回裁判所（Circuit Court of Cook County）、あるいはイリノイ州北部地区連邦地方裁判所（Federal District Court for the Northern District of Illinois）で行われる必要があります。各関係者は、訴訟において、これらの裁判所と、これらの裁判所それぞれの控訴裁判所の専属管轄権に従うものとします。本同意書は、上記のいずれかの裁判所から判決を受けた一方の関係者が、その判決の適用をほかの裁判所において主張することを禁じるものではありません。